

個人情報保護制度の運用状況

平成15年度個人情報保護制度の運用状況

プライバシーを守ります
個人情報保護制度

市の個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めたものです。平成15年度の運用状況を公表します。

↓相談・情報センター情報公開総合窓口

☎内線2214

個人情報の保管などの届け出

市が申請書や届出書などで個人情報を新たに保管または廃止・変更する場合は、その目的や内容について、実施機関は市長に届け出をし、市長はそれを個人情報保護委員会に報告することが義務づけられています。届け出の内訳は、別表のとおりです。

実施機関は制度を実施している市の各機関のことです。

目的の外利用と外部提供

個人情報を収集したときの目的の範囲を超えて、市内部で利用（目的の外利用）したり、市以外

別表 個人情報保管等届け出の内訳

実施機関	項目別届出件数	届け出の主な内容
市長	新規 5件	高額医療費の支給に伴う新規の様式の作成など
市長	変更 2件	住居表示新旧対照検索を電算記録システムへ記録するための記録媒体の変更
市長	廃止 0件	

別表 単位(件)

項目別分類	目的の外利用	外部提供
法令に基づくもの	61	66
緊急やむを得ない理由があると判断したもの	2	0
本人の同意を得たもの	4	4
個人情報保護委員会の承認を得ているもの	85	24

別表 実施機関別情報公開請求件数と処理状況 単位(件)

実施機関	区分	請求	請求の状況					不服申立て
			公開	一部公開	非公開	不存在	取下げ	
市長		53	21	24	0	5	3	0
教育委員会		3	2	1	0	0	0	0
選挙管理委員会		3	3	0	0	0	0	0
監査委員		1	1	0	0	0	0	0
公平委員会		0	0	0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0
議会		4	4	0	0	0	0	0
合計		64	31	25	0	5	3	0

別表 非公開理由の内訳 単位(件)

個人に関する情報で、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの	19
法人の競争上または事業活動上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの	5
事務事業の公正または適正な執行が著しく妨げられるおそれのあるもの	2
公開することにより、市の人事行政に著しい支障がある情報	2
公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生じるおそれのあるもの	3
合計	31

別表 請求者の内訳 単位(人)

市民	市内法人・団体	市外在住者	市外法人・団体	合計
32	1	16	8	57

別表 コンピューター処理の主な業務と記録項目

業務名	主な記録項目
住民記録	住所、氏名、生年月日
印鑑登録	印影、登録番号
軽自動車税	定置場、標識番号
個人住民税	総所得、年税額
固定資産税(土地・家屋)都市計画税	評価額、所在地番
収納管理	年税額、収入金額
口座振替	口座番号、通知書番号
老人医療	保険種別、被保険者氏名
生活保護	世帯員氏名、生活扶助金額
児童手当	申請日、支払額
国民年金	資格種別区分、収納保険料額
国民健康保険	被保険者記号番号、決定税額
水道	使用水量、水道料金
図書館	氏名、登録番号
選挙	氏名、投票区
介護保険	氏名、資格取得
飼い犬登録	登録年度、飼い主氏名、犬名
健康	氏名、受診年月日
就学援助	児童・生徒氏名、在籍学校
職員情報	職員氏名、所属
ファミリー・サポート	会員氏名、会員種別
母子・女性福祉資金	貸付区分、氏名、貸付金額
障害者福祉	氏名、障害名、手帳管理
小学校児童・中学校生徒管理	児童・生徒氏名、住所
雨水浸透ます	設置住所、所有者名
個人債権者登録	氏名、金融機関名

平成15年度情報公開制度の運用状況

市政情報を活用しよう
情報公開制度

市の情報公開制度は、市が保有する情報の公開を求める権利を、市民の方はもちろん、広く市民以外の方にも保障するものです。一方、市は情報を公開する義務を負うこととなります。公開が原則ですが、個人の私生活に関する情報、法人の利害に関する情報、公開すると公正または適正な市政運営に支障をきたすおそれのある情報など、公開できないものもあります。この制度によって、平成15年度の運用状況をお知らせします。

↓相談・情報センター情報公開総合窓口

☎内線2214

個人情報保護審査会の開催状況

実施機関の非公開決定や一部開示決定などに対し、請求者から不服申立てがあったときに、その決定が適当かどうかについて、公平な立場で審査する救済機関として、個人情報保護審査会が設置されています。委員は5人の学識経験者で構成されています。平成15年度は不服申立てがありませんでしたので開催されませんでした。

個人情報保護審査会の開催状況

実施機関の非公開決定や一部開示決定などに対し、請求者から不服申立てがあったときに、その決定が適当かどうかについて、公平な立場で審査する救済機関として、個人情報保護審査会が設置されています。委員は5人の学識経験者で構成されています。平成15年度は不服申立てがありませんでしたので開催されませんでした。

公開の請求と処理状況

市政情報の公開請求の内容としては、市長部局では土地の売買契約、懲戒処分に係る公文書など、教育委員会では小学校建て替え関連資料などがあります。実施機関別情報公開請求件数と処理状況は別表、非公開理由の内訳は別表、請求者の内訳は別表のとおり。

コンピューターによる個人情報処理の状況

厳しい制限を設け適正に
管理しています

今日、市の業務の効率的な執行にコンピューターは欠かせないものとなっています。しかし、コンピューターで扱われる情報が万一漏出したり、不適切に利用されたりすれば、市民のみなさんのプライバシーを侵害することになります。



「三鷹市個人情報保護条例」では、コンピューターに個人情報を記録する場合には、規則として設定するとともに、個人情報保護委員会に報告をしなければならぬ(第8条)、個人情報を処理する市のコンピューターは法令に定めがあるもの、同委員会の意見を聴いて特に必要があること認められたもの以外、他団体(国や地方自治体などの公共団体も含みます)のコンピューターと接続しない、また、コンピューターを接続して行う個人情報の処理状況を毎年1回以上、同委員会に報告、公表すること(第12条)など、コンピューター処理される個人情報の取扱いについて、特に厳しい制限を設けています。さらに、

コンピューター処理の個人情報記録項目

平成16年6月現在、コンピューターによって個人情報を処理している主な業務とその記録項目は別表のとおり。

なお、平成15年6月以降に新たに加わった記録項目は、別表のとおりです。

三鷹市個人情報保護条例および同施行規則(別表として個人情報記録項目が記載されています。)(の全文は次のURLから参照できます。

http://www.gikai.city.miyako.a.tokyo.jp/d1_reiki/reiki.html